

内閣委員会 議 録 第二十一号

令和元年五月三十一日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 牧原 秀樹君

理事 平 将明君 理事 谷川 弥一君

理事 長坂 康正君 理事 牧島かれん君

理事 松本 剛明君 理事 山内 康一君

理事 大島 敦君 理事 岡本 三成君

理事 安藤 裕君 理事 池田 佳隆君

理事 泉田 裕彦君 理事 上杉謙太郎君

理事 金子 俊平君 理事 神谷 昇君

理事 小寺 裕雄君 理事 杉田 水脈君

理事 高木 啓君 理事 中山 展宏君

理事 長尾 敬君 理事 西田 昭二君

理事 古川 康君 理事 本田 太郎君

理事 松野 博一君 理事 松本 洋平君

理事 三谷 英弘君 理事 村井 英樹君

理事 大河原雅子君 理事 岡本あき子君

理事 篠原 豪君 理事 初鹿 明博君

理事 松田 功君 理事 山尾志桜里君

理事 山崎 誠君 理事 津村 啓介君

理事 森田 俊和君 理事 伊藤 渉君

理事 太田 昌孝君 理事 塩川 鉄也君

理事 浦野 靖人君

国務大臣
(少子化対策担当)
内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官
内閣委員会専門員

宮腰 光寛君
長尾 敬君
安藤 裕君
長谷田晃二君

委員の異動

五月三十一日

辞任

大西 宏幸君
岡下 昌平君

補欠選任

古川 康君
上杉謙太郎君

第一類第一号

内閣委員会議録第二十一号

令和元年五月三十一日

今井 雅人君 松田 功君
近藤 昭二君 山崎 誠君
山岡 達丸君 津村 啓介君
佐藤 茂樹君 伊藤 渉君

同日

補欠選任

上杉謙太郎君 岡下 昌平君
古川 康君 大西 宏幸君
松田 功君 今井 雅人君
山崎 誠君 近藤 昭二君
津村 啓介君 山岡 達丸君
伊藤 渉君 佐藤 茂樹君

五月三十一日

学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願(篠原豪君紹介)(第一二二六号)
同(高橋ひなこ君紹介)(第一二二六号)
慰安婦問題の解決に関する請願(大河原雅子君紹介)(第一三一一号)
公務・公共サービス拡充に関する請願(牧義夫君紹介)(第一三四三三号)
君紹介(第一三三四三三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

内閣の重要政策に関する件
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
子どもの貧困対策の推進に関する件

○牧原委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件について調査を進めます。
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を

改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議いただきました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得た次第であります。

この際、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の起草案につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、平成二十五年に超党派の議員立法として成立してから五年が経過し、これまで、特に教育支援に関しては、一定の成果を上げてきたところであります。また、子供の貧困率などの指標についても改善傾向にございます。

その一方で、教育以外の分野の支援も更に進めること、地域によって子供の貧困対策の厚さにばらつきがないようにすることなどが求められているところでございます。

このため、子供の貧困対策に関する施策をより充実させ、子供の住む地域にかかわらず施策を及ぼすことにより、子供の貧困対策の一層の推進を図る必要があることから、本起草案を得た次第であります。

次に、本起草案の内容について御説明申し上げます。

第一に、子供の将来だけでなく現在に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童権利条約の精神にのっとり推進することを目的に明記しております。

第二に、子供の最善の利益が優先考慮されること、各施策を包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを基本理念に明記しております。

第三に、一人親世帯の貧困率及び生活保護世帯に属する子供の大学等進学率や、検証、評価等の施策の推進体制を大綱の記載事項として明記するとともに、大綱案の作成、変更の際に関係者の意見を反映する旨を規定しております。

第四に、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課すこととしております。

第五に、就労支援などの各施策について、その趣旨を明確化するなどの改正をしております。

なお、本改正法は、公布後三カ月以内に政令で定める日から施行することとし、施行後五年をめぐりとして検討規定を設けているところでございます。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○牧原委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧原委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○牧原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○牧原委員長 次に、子どもの貧困対策の推進に関する件について決議をいたしたいと存じます。

本件につきまして、各会派間において御協議願っておりましたが、その協議が調い、案文がまとまりました。

便宜、委員長から案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

子どもの貧困対策の推進に関する件(案)

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。

二 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。

三 貧困状態にある子どもがどの地域に住んでいるよう、市町村計画が定められているのか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。

四 子どもへの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

以上であります。

お諮りいたします。

ただいま読み上げました案文を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧原委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。宮腰国務大臣。○宮腰国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に尊重し、関係省庁と連携し

ながら努力してまいる所存でございます。

○牧原委員長 お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係政府当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る六月十二日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午前十時五分散会

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「将来」を「現在及び将来」に、「貧困の状況にある子どもが健康やかに育成される環境を整備するとともに」を「全ての子どもが心身ともに健康やかに育成され、及びその」に、「を図るため」を「が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」に改める。

第二条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「生活の支援」を「生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための」に、「将来」を「現在及び将来」に改め、「旨として」の下に、「子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 子どもへの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

第二条に第一項として次の一項を加える。

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に程度に応じた、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健康やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

第八条第二項第二号中「子どもの貧困率」の下に「一人親世帯の貧困率」を、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の下に、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を加え、同項第三号中「生活の」の下に「安定に資するための」を、「対する」の下に「職業生活の安定と向上に資するための」を加え、同項に次の一号を加える。

五 子どもへの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
第八条第六項中「及び」を、「一人親世帯の貧困率」に改め、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の下に「及び生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を加える。

第九条の見出しを「都道府県計画等」に改め、同条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「計画」を「都道府県計画」に改め、同条第二項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「計画」を「都道府県計画又は市町村計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
第十条中「地方公共団体は」の下に、「教育の機会均等が図られるよう」を加える。
第十一条の見出し中「生活の」の下に「安定に資するための」を加え、同条中に関する支援のために「を」の安定に資するための支援に關しに改める。

第十二条の見出し中「対する」の下に「職業生活の安定と向上に資するための」を加え、同条中「自立を図る」を「所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する」に改める。

第十四条中「ため」の下に「子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の」を加える。
第十五条に次の一項を加える。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

子どもへの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもへの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、基本理念を見直すほか、大綱の記載事項に子どもへの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。